

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から50年3月まで

私は、高等学校卒業後も両親と同居し、申立期間当時家族で自営業に従事していたが、昭和44年*月*日で20歳になった時に両親の勧めもあり、国民年金に加入し、保険料は、両親が私の保険料と一緒に家族分をまとめて必ず納付していた。

年金事務所の記録では、私の納付記録のみ申立期間の9か月間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回かつ9か月間と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、特殊台帳及びオンライン記録により、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の両親は、国民年金保険料を全て納付している上、申立期間を除き保険料の納付年月日が確認できるほぼ全ての期間において、申立人及び申立人の両親が同一日に保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間前後の期間は国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人及び申立人の両親の仕事や住所等の生活状況に大きな変化は無かったものと推認され、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成4年5月及び同年6月は11万8,000円、同年7月は11万円、同年8月から同年12月までは11万8,000円、5年1月から同年9月までは11万円、同年10月は11万8,000円、同年11月は10万4,000円、同年12月及び6年2月は11万8,000円、6年3月は10万4,000円、同年4月から同年10月は11万円、同年11月及び同年12月は11万8,000円、7年1月は11万円、同年2月及び同年4月から8年1月までの期間は11万8,000円、8年2月及び同年5月は11万円、同年6月、同年9月、同年11月及び同年12月は11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から9年1月26日まで

私は、平成4年4月1日から9年1月26日までの期間において、A社で厚生年金保険に加入していたが、保管している給料支払明細書では、総支給額が9万8,000円から14万円であるにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録では、標準報酬月額が申立期間の全期間において9万8,000円とされているので、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の保管する申立期間に係る給料支払明細書（平成8年4月分を除く。）及び源泉徴収簿並びにA社が保管する賃金一覧表で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額から、平成4年5月及び同年6月は11万8,000円、同年7月は11万円、同年8月から同年12月までは11万8,000円、5年1月から同年9月までは11万円、同年10月は11万8,000円、同年11月は10万4,000円、同年12月及び6年2月は11万8,000円、6年3月は10万4,000円、同年4月から同年10月は11万円、同年11月及び同年12月は11万8,000円、7年1月は11万円、同年2月及び同年4月から8年1月までの期間は11万8,000円、8年2月及び同年5月は11万円、同年6月、同年9月、同年11月及び同年12月は11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について申立事業所は、「申立人の保険料については、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額に基づく金額を納付していたと思う。」と供述しているところ、前述の給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額とが長期間にわたり一致しないこと、及びB厚生年金基金の回答から判断すると、申立期間当時の厚生年金基金の届出用紙は複写式であったことが認められるところ、オンライン記録と厚生年金基金の記録は一致しており、双方が誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、当該期間について、事業主はオンライン記録どおりの届出を社会保険事務所に行っており、事業主は給料支払明細書から確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年4月、6年1月、7年3月、8年3月、同年4月、同年7月、同年8月及び同年10月については、申立人が保管している給料支払明細書及び源泉徴収簿において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額並びに申立事業所が保管する賃金一覧表で確認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成4年4月は12万6,000円、同年5月から同年7月は11万8,000円、同年10月から5年3月までの期間及び5年5月から6年10月までの期間は13万4,000円、6年11月から7年1月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から7年2月22日まで

私は、平成4年4月1日から7年2月22日までの期間においてA社で厚生年金保険に加入していたが、保管している給料支払明細書では、総支給額が20万円から28万円であるにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録では、標準報酬月額が9万8,000円又は11万円とされているので、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が保管する申立期間に係る給料支払明細書及び源泉徴収簿並びにA社が保管する賃金一覧表から

確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額から、平成4年4月は12万6,000円、同年5月から同年7月までは11万8,000円、同年10月から5年3月までの期間及び5年5月から6年10月までの期間は13万4,000円、6年11月から7年1月までは12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について申立事業所は、「申立人の保険料については、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額に基づく金額を納付していたと思う。」と供述しているところ、前述の給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額とが長期間にわたり一致しないこと、及びB厚生年金基金の回答から判断すると、申立期間当時の厚生年金基金の届出用紙は複写式であったことが認められるところ、オンライン記録と厚生年金基金の記録は一致しており、双方が誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、当該期間について、事業主はオンライン記録どおりの届出を社会保険事務所に行っており、事業主は給料支払明細書から確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年8月及び同年9月、5年4月については、申立人の保管している給料支払明細書及び源泉徴収簿において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額並びに申立事業所が保管する賃金一覧表で確認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和56年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月2日から57年1月1日まで

私は、昭和56年1月16日にA事業所において、代替職員として採用され、その後、職員採用試験を受験し、同年4月2日に職員として採用された。採用された際に、社会保険への加入及び福利厚生に係る説明を受けた記憶がある。

同時期に採用された同僚は、採用された当初から厚生年金保険に加入しているのに、私の被保険者資格の取得日は昭和57年1月1日と記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に保管されていた申立人に係る人事記録及び人事異動通知何により、申立人が昭和56年4月2日から60年12月31日までの期間においてA事業所に職員として継続して勤務していたことが確認できる。

また、A事業所は、「人事異動通知何に記載された職員は、全員採用試験を受けて当事業所に採用された者である。」としているところ、人事異動通知何及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同日の昭和56年4月2日付けで採用された申立人と同職種の同僚は、採用と同時に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A事業所の現在の事務担当者は、「申立期間当時、職員は採用と同時に厚生年金保険に加入させていたので、申立期間当時、給与から厚生年金保険料の控除が無かったとは考え難い。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和57年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主による申立てどおりの資格取得届や申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年4月から同年12月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮崎国民年金 事案 472 (事案 148、408、455 の再々々申立)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 61 年 4 月に妻と一緒に国民年金に加入し、その後、私が申立期間に係る国民年金保険料全額を納付した。

申立期間は、厚生年金保険第 4 種被保険者の資格喪失後から基礎年金制度導入前の期間に当たり、また、私は、申立期間以後 60 歳になるまで、国民年金保険料は遅滞なく全額納付したのに、申立期間が未納とされているので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、申立期間の国民年金保険料を納付した時期について、昭和 60 年度中であったこと、納付金額については 8 万 3,000 円であったことを思い出したので、再調査の上、納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 6 月 5 日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、及び申立期間は旧国民年金法では任意加入しなければ国民年金被保険者とならない期間となるが、申立期間中に住所地があった A 市 B 区の記録でも、当該期間中に申立人の任意加入被保険者資格を取得したことは確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき年金記録の訂正は必要でないとする通知（平成 20 年 6 月 11 日付け、22 年 2 月 24 日付け及び 23 年 1 月 13 日付け）が行われている。

申立人は、保険料の納付を開始したとする時期について、前々々回の申立ては「昭和 61 年 4 月」、前々回の申立ては「昭和 60 年度末」、前回の申立ては「昭和 61 年 4 月以降」としていたものを、今回、「昭和 60 年

度中に納付した。」と変更して申し立てており、納付金額については、前々々回の申立ては「38万円」、前々回及び前回の申立ては「3万8,000円」としていたものを、今回、「8万3,000円」と変更して申し立てているが、委員会の判断の理由は前述のとおりであり、申立期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であることから、当該申立ては委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月から36年11月まで

私は、昭和33年4月から36年11月までの期間において、A社のB出張所に勤務していた。同出張所は、C工事のため、B市に設けられていた。

所長はD氏で、男性社員にE氏、F氏及びG氏がおり、女性社員はH氏と私だった。

申立期間当時、私の夫がA社の下請会社に勤務しており、私の夫とはそのときに知り合った。

申立期間当時は、健康保険被保険者証も持っていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の下請会社に勤務していたとする申立人の夫がA社の社員であったとして姓を記憶する者の供述から判断すると、C工事が行われていたこと、当該工事に係るA社の現場の事務所がB市に存在していたことは推認できる。

しかしながら、前述の社員は、申立人がB市に所在したA社の現場事務所において勤務していたことを記憶していない上、A社は、「社史では当社にB出張所という名称の出張所は設置されていなかった。退職者データに申立人の履歴が無いため、当社の社員として在籍していなかったことは確認できるが、社員以外の雇用形態で在籍していたか否かは不明である。当社の健康保険組合は、昭和36年11月に設立されているが、その前から厚生年金保険に加入していた

のであれば記録が残っているはずであるが、申立人についてはこの記録も無いことから、当社において厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。」と回答しており、申立人がB市に所在したA社の現場事務所において勤務していた事実を確認することができない。

また、前述の同僚とは別の社員は、「私は申立てに係る工事に携わっていないが、通常、A社の工事現場には工事事務所が設置され、社員の他に現地採用の事務員を雇用することがあった。現地採用の事務員については日雇いの健康保険と失業保険しか加入させておらず、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述していることから判断すると、A社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。